

忠生土地区画整理事業に係る被害弁償等請求事件の和解について

上記の議案を提出する。

平成30年(2018年)5月31日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

忠生土地区画整理事業に係る被害弁償等請求事件の和解について

下記のとおり和解をする。

記

1 訴訟当事者

原告

被告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

代表者市長 石坂 丈一

2 和解の内容

忠生土地区画整理事業に係る被害弁償等請求事件の和解金として、原告
に対し 2,608,665円を支払う。

3 事件の概要

2017年4月19日、町田都市計画忠生土地区画整理事業地区内の建物所有者2名が原告となり、町田市を被告として、被害弁償等を求めて提訴をした。

原告らの主張は、「町田市が1996年6月頃から1997年3月頃に行った道路工事等により、建物の損傷被害を受け、町田市から建物被害に対する被害弁償を受けることなく今日に至っている。」というものである。

本件については、原告らの自宅に一定の被害が発生しており、その対応として家屋の被害調査を1996年9月から何度も行い、補償金額を提示して交渉をしてきたという経過がある。

東京地方裁判所立川支部にて審議が進められてきたが、2018年4月20日付けで裁判所から和解案の提示があり、これに従って和解による解決を図る。